

令和8年度 産後ケア事業における集合契約参加市町への報告等について

令和8年8月1日時点

1. 事業所からの予約報告を必要としている市町一覧(18市町)

	予約から請求 までの業務を 一元管理でき るシステム利 用(システム導 入事業所は利 用可)	予約に関する市町への報告について				報告の受付形態											
		①原則報告不要 (事業所が情報 提供が必要な場 合のみ等)	全数市町 より予約	②予約報告必要		予約報告				実施報告				請求			
				利用者から	事業所から	①電 子 フ ォ ー ム	②電 話	③メ ー ル	④窓 口 受 付	①電 子 フ ォ ー ム	②メ ー ル	③郵 送	④窓 口 受 付	①電 子 フ ォ ー ム	②メ ー ル	③郵 送	④窓 口 受 付
明石市	○				○テオテ未導入事業所は電子フォームからの予約報告が必要(テオテ導入事業所のうち、テオテに対応していないサービスがある場合は、そのサービス利用時は予約報告必要)	○				○				○			
芦屋市					○初回のみ		○				○	○			○	○	
宝塚市					○初回のみ	○						○				○	
三田市					○	○				○				○			
伊丹市					○		○					○	○			○	○
猪名川町					○	○						○	○			○	○
加古川市				○ 新規事業所利用時	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○
稲美町				○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○
播磨町				○	○		○		○		○	○	○		○	○	○
小野市					○		○	○				○	○			○	○
三木市					○		○		○			○	○			○	○
福崎町					○		○					○				○	
佐用町				○	○		○				○	○			○	○	
赤穂市				○	○新規利用者の 初回予約時のみ		○	○			○	○	○			○	○
上郡町					○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
洲本市					○		○					○				○	
淡路市					○		○					○				○	
南あわじ市					○		○					○				○	

2. 事業所からの予約報告を不要としている市町一覧(18市町)

	予約から請求 までの業務を 一元管理でき るシステム利 用(システム導 入事業所は利 用可)	予約に関する市町への報告について				報告の受付形態											
		①原則報告不要 (事業所が情報 提供が必要な場 合のみ等)	全数市町 より予約	②予約報告必要		予約報告				実施報告				請求			
				利用者から	事業所から	①電 子 フ ォ ー ム	②電 話	③メ ー ル	④窓 口 受 付	①電 子 フ ォ ー ム	②メ ー ル	③郵 送	④窓 口 受 付	①電 子 フ ォ ー ム	②メ ー ル	③郵 送	④窓 口 受 付
姫路市		○					○	○				○	○		○	○	○
尼崎市		○				○				○				○			
西宮市				○		○						○				○	
川西市		○				○					○	○	○		○	○	○
高砂市				○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○
加東市		○		○申請時に事業 所が決まっていな い場合のみ			○	○	○		○	○	○		○	○	○
西脇市		○					○	○	○		○	○	○		○	○	○
多可町		○					○					○				○	
加西市		○					○		○		○	○	○		○	○	○
市川町		○	○								○	○				○	
神河町		○					○	○	○		○	○	○		○	○	○
たつの市				○			○	○	○			○	○		○	○	○
太子町				○			○	○	○		○	○	○		○	○	○
宍粟市		○									○	○	○		○	○	○
相生市				○			○	○				○				○	
朝来市				○			○	○	○		○	○	○		○	○	○
丹波市		○										○	○			○	○
丹波篠山市		○									○	○	○			○	○